

公 告

第6次基山町総合計画策定業務について、次のとおり公募型プロポーザルによる事業者の選定を行うので公告します。

令和5年5月8日

基山町長 松 田 一 也

1. 業務概要

(1) 業務名

第6次基山町総合計画策定業務

(2) 業務内容

第6次基山町総合計画策定業務公募型プロポーザル実施要領のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月25日（火）まで

(4) 納品場所

基山町役場企画政策課

(5) 委託上限額

17,380,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の金額は令和5年度と令和6年度の2年分の合計であり、各年度の内訳は次のとおりである。また、この金額は業務規模の上限目安であって、契約時の予定価格ではない。

令和5年度 8,602,000円（消費税及び地方消費税含む）

令和6年度 8,778,000円（消費税及び地方消費税含む）

2. 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自治体の同種業務にかかる業務実績があること。
- (2) 佐賀県又は福岡県に本店又は支店を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行

若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

(6) 参加申込み時点で、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。

(7) 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

(8) 参加申込み時において、納期限の到来した町税等を完納している者であること。

3. 事業者選定方法

第6次基山町総合計画策定業務公募型プロポーザル実施要領のとおり行うものとし、その実施要領及び各種様式等は基山町ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

4. 連絡先

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地

基山町企画政策課総合計画推進係（担当：原、村田）

電話：0942-92-2188 FAX：0942-92-2084

Mail：sogokeikaku-1@town.kiyama.lg.jp